

京丹後市地域防災計画

原子力災害対策編修正(案)

令和7年2月

京丹後市防災会議

ページ

	現行	改正案	備考																										
4	第1編 総 則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。	第1編 総 則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日全部改正)を遵守するものとする。	原子力災害 対策指針の 改正に伴う 修正																										
6	第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域 表 防護相当措置を実施する地域 高浜発電所から40～50km圏 <table><tr><td>峰山町</td><td>(略)</td></tr><tr><td>網野町</td><td>水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、<u>(追加)</u>加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	峰山町	(略)	網野町	水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、 <u>(追加)</u> 加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江	(略)		第6章 避難対策やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置に相当する措置(以下「防護相当措置」という。)を実施する地域 表 防護相当措置を実施する地域 高浜発電所から40～50km圏 <table><tr><td>峰山町</td><td>(略)</td></tr><tr><td>網野町</td><td>水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、<u>新庄</u>、加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	峰山町	(略)	網野町	水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、 <u>新庄</u> 、加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江	(略)		圈内のため 追記（網野 市民局）														
峰山町	(略)																												
網野町	水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、 <u>(追加)</u> 加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江																												
(略)																													
峰山町	(略)																												
網野町	水之江、住吉、上小路、北大路第1地区、北大路第2地区、北大路第3地区、桃山、長田、福田、御陵、港、元町、旭、東大路、大昭、栄、下岡、小浜、磯、春日、愛宕、大橋、大谷、溝川、島津口、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、 <u>新庄</u> 、加茂川、岡田、日和田、中立、下和田、溝野、塩江																												
(略)																													
11	第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">公共的団体等</td><td>北丹医師会病院等経営者</td><td>1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整</td></tr><tr><td><u>公益財団法人丹後中央病院</u></td><td><u>1 院内における医療</u> <u>2 医療救護班の編成及び派遣</u> <u>3 緊急時医療センターへの支援</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	(略)			公共的団体等	北丹医師会病院等経営者	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整	<u>公益財団法人丹後中央病院</u>	<u>1 院内における医療</u> <u>2 医療救護班の編成及び派遣</u> <u>3 緊急時医療センターへの支援</u>	(略)		第8章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">公共的団体等</td><td>北丹医師会病院等経営者</td><td>1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整</td></tr><tr><td><u> </u></td><td><u> </u> <u> </u> <u> </u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱	(略)			公共的団体等	北丹医師会病院等経営者	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整	<u> </u>	<u> </u> <u> </u> <u> </u>	(略)		削除「公益財団法人丹後中央病院」(令和6年3月31日付けで原子力災害医療協力機関の登録解除のため(医療政策課))
機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱																											
(略)																													
公共的団体等	北丹医師会病院等経営者	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整																											
	<u>公益財団法人丹後中央病院</u>	<u>1 院内における医療</u> <u>2 医療救護班の編成及び派遣</u> <u>3 緊急時医療センターへの支援</u>																											
	(略)																												
	機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱																										
(略)																													
公共的団体等	北丹医師会病院等経営者	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整																											
	<u> </u>	<u> </u> <u> </u> <u> </u>																											
	(略)																												
	18	第2編 原子力災害事前対策計画 第4章 緊急事態応急体制の整備 8 モニタリング体制等 緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急	第2編 原子力災害事前対策計画 第4章 緊急事態応急体制の整備 8 モニタリング体制等 緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急	字句修正																									

ページ

	現行	改正案	備考																																				
23	____モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、及び関係省庁）、関係府県（P A Zを含む府県及びU P Zを含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により編成され構成される。 （略） 第 6 章 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家の移送体制の整備 京丹後市は、<u>放射線医学総合研究所</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港・ヘリポート等から現地までの先導体制等）について京都府が国等と協議して定める場合には、これに協力するものとする。	<u>時</u>モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、及び関係省庁）、関係府県（P A Zを含む府県及びU P Zを含む府県をいう。以下同じ。）、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の要員により編成され構成される。 （略） 第 6 章 緊急輸送活動体制の整備 1 専門家の移送体制の整備 京丹後市は、<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港・ヘリポート等から現地までの先導体制等）について京都府が国等と協議して定める場合には、これに協力するものとする。	組織改編を反映、府地域防災計画との整合																																				
25	第 7 章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 原子力災害医療活動体制等の整備 原子力災害医療体制の状況 （令和元年 <u>12</u>月現在） <table><tr><th>区分</th><th>圏域</th><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="4">原子力災害医療協力機関</td><td rowspan="5">丹後</td><td>公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター</td><td>与謝郡与謝野町字男山 481</td></tr><tr><td><u>公益財団法人丹後中央病院</u></td><td><u>京丹後市峰山町杉谷 158・1</u></td></tr><tr><td>京丹後市立弥栄病院</td><td>京丹後市弥栄町溝谷 3452・1</td></tr><tr><td>京丹後市立久美浜病院</td><td>京丹後市久美浜町 161</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>	区分	圏域	医療機関名	所在地	原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481	<u>公益財団法人丹後中央病院</u>	<u>京丹後市峰山町杉谷 158・1</u>	京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452・1	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	（略）				第 7 章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 原子力災害医療活動体制等の整備 原子力災害医療体制の状況 （令和 <u>6</u>年 <u>4</u>月現在） <table><tr><th>区分</th><th>圏域</th><th>医療機関名</th><th>所在地</th></tr><tr><td rowspan="4">原子力災害医療協力機関</td><td rowspan="5">丹後</td><td>公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター</td><td>与謝郡与謝野町字男山 481</td></tr><tr><td><u>京丹後市立弥栄病院</u></td><td><u>京丹後市弥栄町溝谷 3452・1</u></td></tr><tr><td>京丹後市立久美浜病院</td><td>京丹後市久美浜町 161</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr></table>	区分	圏域	医療機関名	所在地	原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481	<u>京丹後市立弥栄病院</u>	<u>京丹後市弥栄町溝谷 3452・1</u>	京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161			（略）				時点修正 削除「公益財団法人丹後中央病院」（令和 6 年 3 月 31 日付けで原子力災害医療協力機関の登録解除のため（医療政策課）
区分	圏域	医療機関名	所在地																																				
原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481																																				
		<u>公益財団法人丹後中央病院</u>	<u>京丹後市峰山町杉谷 158・1</u>																																				
		京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452・1																																				
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161																																				
（略）																																							
区分	圏域	医療機関名	所在地																																				
原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481																																				
		<u>京丹後市立弥栄病院</u>	<u>京丹後市弥栄町溝谷 3452・1</u>																																				
		京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161																																				
（略）																																							
33	第 3 編 緊急事態応急対策計画 第 2 章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 （略） 別図 1 「警戒事態発生時の情報連絡」系統図 （高浜発電所）	第 3 編 緊急事態応急対策計画 第 2 章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 （略） 別図 1 「警戒事態発生時の情報連絡」系統図 （高浜発電所）	組織改正に伴う修正																																				

ページ	現行	改正案	備考
	関西電力株式会社 高浜発電所 関西電力株式会社 (原子力事業本部) 関西電力株式会社 原子力事業本部 地域共生本部 (京都) 京都府原子力防災課 京都府環境管理課 京都府警察本部[警備第一課] 京都府福知山警察署 京都府舞鶴警察署 京都府綾部警察署 京都府宮津警察署 京都府南丹警察署 福知山市危機管理室 舞鶴市危機管理・防災課 舞鶴市生活環境課 舞鶴市消防本部警防課 綾部市防災・危機管理課 宮津市消防防災課 南丹市<u>危機管理対策室</u> 京丹波町総務課 伊根町総務課 宮津与謝消防組合消防本部 京都中部広域消防組合消防本部 京都府関係部局 京都府各広域振興局総務防災課 京丹後市総務課 (略)	関西電力株式会社 高浜発電所 関西電力株式会社 (原子力事業本部) 関西電力株式会社 原子力事業本部 地域共生本部 (京都) 京都府原子力防災課 京都府環境管理課 京都府警察本部[警備第一課] 京都府福知山警察署 京都府舞鶴警察署 京都府綾部警察署 京都府宮津警察署 京都府南丹警察署 福知山市危機管理室 舞鶴市危機管理・防災課 舞鶴市生活環境課 舞鶴市消防本部警防課 綾部市防災・危機管理課 宮津市消防防災課 南丹市<u>危機管理課</u> 京丹波町総務課 伊根町総務課 宮津与謝消防組合消防本部 京都中部広域消防組合消防本部 京都府関係部局 京都府各広域振興局総務防災課 京丹後市総務課 (略)	

ページ	現行	改正案	備考
34	別図2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所） (略)	別図2 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所） (略)	

ページ	現行	改正案	備考
40	第４章 屋内退避、避難収容等の防護措置 ２ 避難所等 (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びこみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>(追加)</u>指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	第４章 屋内退避、避難収容等の防護措置 ２ 避難所等 (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びこみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき</u>指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	府「ペットの同行避難ガイドライン」策定に伴う修正（府指摘）